

相 談 事 例

ID : 03-02-053

相談タイトル

賃貸住宅上階ベランダからの雨漏りについて

Q：ご相談内容

賃貸住宅の1階に入居しているが、南側の上階ベランダから、雨漏りがして
いて洗濯物が干せない。以前から雨漏りがあり、管理会社に連絡しても一向
に対応してくれない。今も雨漏りがしていて何とか対応して貰いたい。

A：回答

基本的な考え方としては、民法で「賃貸人は賃貸物の使用及び収益に必要な
修繕をする義務を負う」（法第606条）とされていますので、管理会社ま
たは貸主（賃貸人）の方に修繕を求める事となります。一切対応してくれな
いということだと、相談者の方の考えにもよりますが、法的な対応を考慮
する場合は、弁護士等に相談され対応方法を検討することになると考えま
す。